

船橋市立小中特別支援学校教頭会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、船橋市立学校教育の振興及び発展を図るため、船橋市立小中特別支援学校教頭会（以下「教頭会」という。）が行う事業に要する経費に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、教頭会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 教育振興に必要な調査研究に関する事業
- (2) 教職員の研修に関する事業
- (3) 教職員の資質の向上に関する事業
- (4) 本市教育振興のため、市立小学校・中学校・特別支援学校の教頭会、教育行政機関及び教育関係諸団体との連絡調整に関する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 前条に規定する補助対象事業における補助対象経費及び補助金の額は、予算の範囲内で別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金の申請をしようとするときは、船橋市立小中特別支援学校教頭会補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により交付する条件は次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）する場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) その他市長が必要と認める条件。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による申請者に対する通知は、船橋市立小中特別支援学校教頭会補助金交付決定通知書（第2号様式）によるものとする。

(計画変更等の承認)

第7条 教頭会は、補助事業等の計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするととき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに船橋市立小中特別支援学校教頭会補助事業等計画変更・中止・廃止申請書（第3号様式）により市長の承認を受けるものとする。

(前金払)

第8条 規則第15条第1項の規定による補助金の交付は、前金払とする。

(補助金の請求)

第9条 規則第15条第2項の規定による補助金の請求は、船橋市立小中特別支援学校教頭会補助金請求書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、船橋市立小中特別支援学校教頭会補助事業等実績報告書（第5号様式）に収支決算書等、必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(額の確定の通知)

第11条 規則第13条の規定による補助金の額の確定の通知は、船橋市立小中特別支援学校教頭会補助金確定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(補助金の精算)

第12条 教頭会は、前条の確定の通知を受理した場合、速やかにその確定の額に基づき当該補助金の精算をしなければならない。

(収支関係書類の整備)

第13条 教頭会は、補助金の収支についての証拠書類及び適正な帳簿を備え、補助事業が完了又は廃止した日の属する年度の翌年から5年間保存しておかなければならぬ。

2 市長は、必要と認めるときは、校長会に対して、前項に規定する証拠書類及び帳簿について、報告又は閲覧を求めることができる。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、疑義が生じたときは、市長及び教頭会で協議し解決するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に調整されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
第2条第1号 に掲げる事業	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 負担金	補助対象経費の2分の1 以内とする。
第2条第2号 に掲げる事業	報償費 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 使用料及び借上げ料	
第2条第3号 に掲げる事業	消耗品費 印刷製本費 図書購入費	
第2条第4号 に掲げる事業	消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 負担金	